

小型合併処理浄化槽の保守点検・清掃・法定検査の一括契約

各家庭などで小型合併処理浄化槽を設置した場合、維持管理するため浄化槽法に基づき、保守点検・清掃・法定検査を行うことが義務付けられています。従来では、それぞれの専門業者と契約しなければなりませんでした。10月1日から、この保守点検・清掃・法定検査の3項目を一括契約できるようになりました。この制度については、現在契約している保守点検業者又は下記のところまでお問い合わせください。

問い合わせ

中予浄化槽管理協同組合
松山市南江戸2丁目4-13
☎923-5608

注意

この一括契約は、小型合併処理浄化槽（し尿・台所・洗濯・風呂などの生活雑排水を処理）を設置している場合で、単独処理浄化槽（し尿のみの処理）の設置については、今回は該当しません。

料金表（主なもの）

人槽	点検回数	一括契約料金			一般点検料金	一般清掃料金	法定検査料金	一般料金合計
5	年3回点検 (別に薬剤投入3回)	点検	22,050	46,850	23,730	21,000	5,000	49,730
		清掃	19,800					
		検査	5,000					
7	年3回点検 (別に薬剤投入3回)	点検	24,150	53,300	25,510	26,250	5,000	56,760
		清掃	24,150					
		検査	5,000					
10	年3回点検 (別に薬剤投入3回)	点検	26,250	71,150	28,030	42,000	5,000	75,030
		清掃	39,900					
		検査	5,000					

他の人槽及び詳しい内容につきましては、組合までお問い合わせください。



浄化槽一括契約のメリット

- 個々で行っていた、保守点検・清掃・法定検査が同時に契約できます。
- 浄化槽一括契約を行うと料金が割安になります。
- 預金口座振替を利用することにより手間がかからなくなります。
- 年間の費用が明確になり、安心して浄化槽をご利用いただけます。
- 保守点検・清掃が確実に実施され、かつ年1回の法定検査で総合的な検査を行います。
- 一括契約を行うことにより、浄化槽についてのトラブルに迅速に対応できます。

浄化槽法（抜粋）

- 第10条 浄化槽管理者は、毎年1回浄化槽の清掃（汲取り）をしなければならない。
- 第11条 浄化槽管理者は、毎年1回指定検査機関（（社）愛媛県浄化槽管理センター）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

9月の松前町1世帯あたりのごみ排出量

	可燃物	埋立ごみ 有害ごみ	かん類・ びん類・ ペットボトル	プラス チック	紙ごみ	金属類
平成15年	52 kg	6 kg	3 kg	2 kg	7 kg	—
平成16年	53 kg	6 kg	4 kg	2 kg	8 kg	1 kg
増減	1 kg	0 kg	1 kg	0 kg	1 kg	1 kg

（9月末現在 12,032世帯 31,587人）

家庭から出るごみの量を意識し、ごみを減らす生活にご協力ください。

次の粗大ごみの日は

12月19日
(日)です。

地域で決められた場所に午前7時までに出しましょう。